# 平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 （平成三十一年法律第一号）

平成三十年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

###### 一

地方交付税法附則第四条の規定により算定された平成三十年度分の地方交付税の総額

###### 二

イ及びロに掲げる額の合算額

# 附　則

この法律は、公布の日から施行する。